

令和8年度 県立農林水産技術総合センター水産技術センター 会計年度任用職員 採用選考案内（区分A）

受付期間 令和8年1月13日（火）～令和8年1月21日（水）[必着]

試験日 令和8年2月2日（月）

任用期間 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）※更新する場合有

勤務場所 県立農林水産技術総合センター水産技術センター（明石市）

1 募集職種、採用予定人員等

職名	人員採用予定	主な職務内容	勤務形態
農場等管理事務員	各1名	<ul style="list-style-type: none">・事務所運営に係る定型的業務<ul style="list-style-type: none">〔窓口業務、庶務業務、経理補助〕〔業務、資料整理、資料作成等〕・漁業研修館運営に係る定型業務<ul style="list-style-type: none">〔普及啓発資料の作成、展示水槽・飼育魚類等の管理補助 等〕	週29時間 (7時間15分×週4日)

2 受験資格

- (1) 令和8年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 任用の日に上記勤務場所（明石市二見町）に勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- (5) Word、Excel等のパソコン操作ができる方

3 選考方法

- (1) 選考方法
所定の応募書類及び面接試験による選考 ※面接は勤務場所で行います。
- (2) 日 時
令和8年2月2日（月）※時間は書類選考通過者に、別途お知らせします。
- (3) 場 所
県立農林水産技術総合センター水産技術センター
〒674-0093 明石市二見町南二見22-2

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類（写真貼付）を提出してください。

なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

県立農林水産技術総合センター水産技術センター[Tel:078-941-8601]

【郵送の場合の送付先住所】〒674-0093 明石市二見町南二見22-2

※ 申込受付者には、こちらから連絡します。

※ 140円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。（宛先は、郵便を受け取れる宛先をご記

載ください。)

※ 1月28日(水)を過ぎても連絡がない場合は、必ず県立農林水産技術総合センター水産技術センターまで電話で照会してください。

5 採用予定期

- (1) 採用は原則として令和8年4月1日(水)です。
- (2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。

6 任用期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)(採用された年度の末日)までです。
(勤務実績に基づく能力実証等により、2回を上限に再度の任用を行う場合があります。)

7 勤務条件等

- (1) 基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む)
月額169,100円～177,200円(経験を考慮の上、決定)

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

- (2) 加算報酬
地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

- (3) 期末手当・勤勉手当
年間計4.65月(6ヶ月期2.325月、12ヶ月期2.325月)(在職期間・勤務状況に応じた割り落としあり))

※任期が6カ月以上、勤務時間が週15時間30分以上勤務される方が対象

※期末手当の支給月数は正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

- (4) 通勤交通費
正規職員に準じて、実費相当分を支給します。(支給限度額の設定あり)

- (5) 勤務時間
週29時間(7時間15分×週4日)

- (6) 休暇
年次有給休暇(時間単位の取得が可能)

その他、夏季休暇(有給・週3日以上勤務)等任用条件に応じた各種休暇(有給・無給)あり

- (7) 社会保険
地方職員共済組合(短期)、厚生年金保険、雇用保険
※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

- (8) 条件付採用
改正地方公務員法(令和2年4月1日施行)第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

8 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- (3) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
- ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じことがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。